

## 鹿 児 島 県 公 報

平成29年3月24日（金）第3299号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 条 例

- 鹿児島県議会委員会条例の一部を改正する条例（※）（議事課取扱い） 2
- かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例（※）（政務調査課取扱い） 3
- 鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（※）（人事課取扱い） 7
- 鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（※）（人事課取扱い） 7
- 鹿児島県部等設置条例の一部を改正する条例（※）（人事課取扱い） 12
- 鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例（※）（財政課取扱い） 16
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（※）（情報政策課取扱い） 18
- 看護職員修学資金等貸与条例の一部を改正する条例（※）（保健医療福祉課取扱い） 19
- 鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（※）（子ども福祉課取扱い） 19
- 鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例（※）（産業立地課取扱い） 19
- 鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例（※）（教職員課取扱い） 20
- 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（※）（義務教育課取扱い） 20
- 鹿児島県青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（※）（社会教育課取扱い） 21
- 鹿児島県立霧島自然ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（※）（社会教育課取扱い） 21
- 鹿児島県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（※）（警務課取扱い） 22
- 公衆に不安等を覚えさせる行為の防止に関する条例の一部を改正する条例（※）（生活安全企画課取扱い） 22

<b>条 例</b>
------------

鹿児島県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

### 鹿児島県条例第 3 号

鹿児島県議会委員会条例の一部を改正する条例

鹿児島県議会委員会条例（平成 3 年鹿児島県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表総務委員会の項を次のように改める。

総務委員会	10人	(1) 総務部（教育に関する事項を除く。）の分掌に属する事項 (2) 危機管理局の分掌に属する事項 (3) 国体・全国障害者スポーツ大会局の分掌に属する事項 (4) 出納局の分掌に属する事項 (5) 選挙管理委員会の所管に属する事項 (6) 人事委員会の所管に属する事項 (7) 監査委員の所管に属する事項 (8) 他の常任委員会の所管に属しない事項
-------	-----	--

第 2 条の表企画建設委員会の項を次のように改める。

企画観光建設委員会	10人	(1) 企画部の分掌に属する事項 (2) PR・観光戦略部の分掌に属する事項 (3) 土木部の分掌に属する事項 (4) 収用委員会の所管に属する事項 (5) 工業用水道部の所管に属する事項
-----------	-----	--

#### 附 則

- 1 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に改正前の鹿児島県議会委員会条例（以下「旧条例」という。）第 2 条に規定する次の表の左欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長又は委員である者は、それぞれ施行日において改正後の鹿児島県議会委員会条例（以下「新条例」という。）第 2 条に規定する同表の右側に掲げる常任委員会の委員長、副委員長又は委員となるものとする。

左 欄	右 欄
総務委員会	総務委員会
産業経済委員会	産業経済委員会
企画建設委員会	企画観光建設委員会

3 この条例の施行の際現に旧条例第2条の常任委員会に付託されている事件は、新条例第2条の規定により当該事件に係る事項を所管する常任委員会にそれぞれ付託されたものとみなす。

かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例をここに公布する。

平成29年3月24日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 鹿児島県条例第4号

かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例

自転車は、通学、通勤、買物などの身近な交通手段として、子どもから高齢者までの幅広い年齢層に利用されている。さらに、近年は、環境負荷の軽減、交通渋滞の緩和、健康増進、観光等の様々な観点から自転車の利用の意義が再認識されており、今後も、人の移動や貨物の輸送の手段として、利用の増加が見込まれるところである。

一方で、ブレーキのない自転車での走行や携帯電話等を操作しながらの運転などが増加し、社会問題化するとともに、自転車を利用する者が加害者として高額な損害賠償請求を受ける交通事故も発生している。

自転車に係る交通事故をなくし、自転車を今後も身近な交通手段として利用するためには、自転車が道路交通法において通行方法等の規制を受ける車両であることや自転車を利用する者が加害者となった場合に備えた損害賠償保険等への加入の必要性の周知、交通ルール・マナーの遵守など、県民や関係者が協働して自転車の安全で適正な利用の推進に取り組むことが重要である。

今後、このような取組が一体的に展開されるよう、県、自転車を利用する者、自転車の小売を業とする者等のそれぞれの責務や役割、基本的な施策などを定めた条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、自転車の安全で適正な利用に関し、県の責務並びに自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）、自転車の小売を業とする者（以下「自転車販売業者」という。）、自転車の貸付けを業とする者（以下「自転車貸付業者」という。）、事業者、県民、保護者、学校の長及び関係団体の役割を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用に関する施策の基本的事項を定めることにより、もって自転車に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図り、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 車両 道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。

- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
- (4) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。
- (5) 関係団体 交通安全に関する活動を行う団体及び自転車の安全で適正な利用に関する活動を行う団体をいう。
- (6) 防犯登録 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項に規定する防犯登録をいう。
- (7) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体の被害に係る損害を補填するための保険又は共済をいう。

（県の責務）

第3条 県は、国、市町村、事業者、県民及び関係団体との相互の連携及び協力の下、自転車の安全で適正な利用に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、市町村、自転車利用者、自転車販売業者、自転車貸付業者、事業者、県民、学校の長及び関係団体が実施する自転車の安全で適正な利用に関する取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

3 県は、自転車の安全で適正な利用について、自転車利用者及び県民の関心及び理解を深めることができるよう、啓発活動を行うものとする。

4 県は、自転車の安全で適正な利用に関する人材の育成及びその活用を行うものとする。

（自転車利用者の役割）

第4条 自転車利用者は、道路交通法その他の関係法令（以下「自転車関係法令」という。）を遵守するとともに、自転車が車両であることを認識して、自転車の安全で適正な利用に努めるものとする。

2 自転車利用者は、その利用する自転車について、定期的に点検し、必要に応じて整備を行うよう努めるものとする。

3 自転車利用者は、盗難防止のため、自転車の確実な施錠を行うよう努めるとともに、防犯登録を受けなければならない。

（自転車販売業者等の役割）

第5条 自転車販売業者及び自転車貸付業者は、自転車を購入しようとする者（以下「自転車購入者」という。）及び自転車を借り受けようとする者（以下「自転車借受者」という。）に対し、自転車の安全で適正な利用に関する必要な情報の提供及び助言をするよう努めるものとする。

2 自転車貸付業者は、貸付けの用に供する自転車について、安全で適正な利用に関する必要な点検及び整備を行わなければならない。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、その従業員に対し、自転

車の安全で適正な利用に関する啓発及び指導を行うよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その事業の用に供する自転車について、安全で適正な利用に関する必要な点検及び整備を行うよう努めるものとする。
- 3 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第7条 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自転車関係法令の遵守、自転車の利用に関する知識の習得、家庭、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用に関する啓発その他の自転車の安全で適正な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

- 2 県民は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（保護者の役割）

第8条 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する技能及び知識を習得させるよう努めるものとする。

（学校の長の役割）

第9条 学校の長は、その学校の児童、生徒又は学生が自転車の安全で適正な利用をすることができるよう、必要な交通安全教育の実施に努めるものとする。

（関係団体の役割）

第10条 関係団体は、自転車関係法令の遵守に関する啓発その他の自転車の安全で適正な利用に関する活動を積極的に推進するよう努めるものとする。

- 2 関係団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（自転車損害賠償保険等への加入）

第11条 自転車利用者は、自転車を利用するに当たり、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

- 2 自転車販売業者は、自転車を販売するときは、自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認しなければならない。
- 3 前項の場合において、自転車損害賠償保険等に加入していることを確認できないときは、自転車販売業者は、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供し、自転車損害賠償保険等への加入を勧めるよう努めるものとする。
- 4 自転車貸付業者は、貸付けの用に供する自転車を利用させるに当たり、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸付業者以外の者が、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。
- 5 事業者は、その事業の用に供する自転車を利用させるに当たり、自転車損害賠償保険等に

加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者が、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

6 県及び関係団体は、自転車損害賠償保険等に加入する者の利便に資するため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（乗車用ヘルメットの着用等）

第12条 自転車利用者は、自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めるものとする。

2 自転車利用者は、道路において、自転車に取り付けられた幼児用座席に幼児を乗車させるときは、当該幼児に乗車用ヘルメットを着用させなければならない。

3 保護者は、現に監護する幼児、児童又は生徒（中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学するものに限る。）が、道路において、自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させなければならない。

4 高齢者の同居者等は、高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用について助言するよう努めるものとする。

5 自転車販売業者及び自転車貸付業者は、自転車購入者及び自転車借受者に対し、乗車用ヘルメットの着用について助言するよう努めるものとする。

6 自転車利用者は、夜間において自転車を利用するに当たり、自転車の側面に反射器材を備えるよう努めるものとする。

7 自転車貸付業者又は事業者は、自転車を貸付け又はその事業の用に供するときは、自転車の側面に反射器材を備えるよう努めるものとする。

8 県及び関係団体は、乗車用ヘルメットの着用等の普及を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（自転車利用環境の整備）

第13条 県は、国、市町村及び関係団体と連携し、歩行者及び自転車が安全に通行することができるよう、必要な道路の環境の整備に努めるものとする。

2 県は、市町村が行う自転車駐車場の設置及び放置されている自転車の撤去について、必要な支援を行うよう努めるものとする。

3 県は、市町村が撤去した自転車を売却するとき又は観光等のために自転車の貸付けを行うときは、必要な情報の提供及び助言をするよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第14条 県は、自転車の安全で適正な利用に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条（第6項を除く。）並びに第12条第2項及び第3項の規定は、平成29年10月1日から施行する。

.....

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県条例第 5 号**

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第16条第 1 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 職員が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下この項において「法」という。）第27条第 1 項の規定により調査（精神障害者又はその疑いのある者に接して行うものに限る。）を行つたとき、同項若しくは同条第 2 項の規定により診察を行つたとき、又は同条第 3 項の規定により診察に立ち会つたとき。

第16条第 1 項第 2 号を削り、同項第 3 号中「又は法」を「又は」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「指導した」を「指導する業務に従事した」に改め、同号を同項第 3 号とする。

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県条例第 6 号**

鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

（鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

第 1 条 鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例（平成 4 年鹿児島県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 を第 2 条の 3 とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者）

第 2 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第 1 項第 3 号の規定により委託されている当該児童とする。

第 3 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当す

ることとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第11条第1号中「、若しくは」を「、又は」に、「失い、又は育児短時間勤務職員が第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居する」を「失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当する」に改め、同条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務職員が第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第29条第2項中「当該子について育児のための特別休暇」を「特別休暇（当該子の育児を事由とするものに限る。以下この項において同じ。）又は介護時間」に、「受けている」を「受けて勤務しない」に、「の時間」を「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

（鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年鹿児島県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に改め、「）における」との次に「、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、任命権者が人事委員会と協議して定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、任命権者が人事委員会と協議して定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と」を加え、同条に次の1項を加える。

6 第1項から第3項までの「子」には、民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項

の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年鹿児島県条例第51号）第2条の2に規定する者を含むものとする。

第11条中「介護休暇」の次に「，介護時間」を加える。

第15条第1項中「もの」の次に「（以下この項及び次条第1項において「要介護者」という。）」を、「ため，」の次に「任命権者が人事委員会と協議して定めるところにより，職員の申出に基づき，要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに，3回を超えず，かつ，通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（次項及び同条第1項において「指定期間」という。）内において」を加え，同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに，連続する6月の期間」を「指定期間」に改め，同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第15条の2 介護時間は，職員が要介護者の介護をするため，要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに，連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は，前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については，鹿児島県職員の給与に関する条例第14条の規定にかかわらず，その勤務しない1時間につき，同条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第16条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「，介護休暇及び介護時間」に改める。

（鹿児島県学校職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部改正）

第3条 鹿児島県学校職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成7年鹿児島県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に改め，「）における」との次に「，第2項中「3歳に満たない子のある学校職員が，任命権者が人事委員会と協議して定めるところにより，当該子を養育」とあるのは「要介護者のある学校職員が，任命権者が人事委員会と協議して定めるところにより，当該要介護者を介護」と，「当該請求をした学校職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」とを加え，同条に次の1項を加える。

6 第1項から第3項までの「子」には，民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により学校職員が当該学校職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立

について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該学校職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である学校職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年鹿児島県条例第51号）第2条の2に規定する者を含むものとする。

第10条中「介護休暇」の次に「，介護時間」を加える。

第14条第1項中「もの」の次に「（以下この項及び次条第1項において「要介護者」という。）」を、「ため，」の次に「任命権者が人事委員会と協議して定めるところにより，学校職員の申出に基づき，要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに，3回を超えず，かつ，通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（次項及び同条第1項において「指定期間」という。）内において」を加え，同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに，連続する6月の期間」を「指定期間」に改め，同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第14条の2 介護時間は，学校職員が要介護者の介護をするため，要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに，連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は，前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については，鹿児島県職員の勤務時間，休暇等に関する条例の適用を受ける職員の例により，給与額を減額する。

第15条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「，介護休暇及び介護時間」に改める。

（鹿児島県地方警察職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部改正）

第4条 鹿児島県地方警察職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成7年鹿児島県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に改め，「）における」との次に「，第2項中「3歳に満たない子のある職員が，警察本部長が人事委員会と協議して定めるところにより，当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が，警察本部長が人事委員会と協議して定めるところにより，当該要介護者を介護」と，「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」とを加え，同条に次の1項を加える。

6 第1項から第3項までの「子」には，民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限

る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年鹿児島県条例第51号）第2条の2に規定する者を含むものとする。

第11条中「及び介護休暇」を「，介護休暇及び介護時間」に改める。

第15条第1項中「もの」の次に「（以下この項及び次条第1項において「要介護者」という。）」を、「ため，」の次に「警察本部長が人事委員会と協議して定めるところにより，職員の申出に基づき，要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに，3回を超えず，かつ，通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（次項及び同条第1項において「指定期間」という。）内において」を加え，同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに，連続する6月の期間」を「指定期間」に改め，同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第15条の2 介護時間は，職員が要介護者の介護をするため，要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに，連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は，前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については，鹿児島県職員の勤務時間，休暇等に関する条例の適用を受ける職員の例により，給与額を減額する。

第16条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「，介護休暇及び介護時間」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，平成29年4月1日から施行する。

（鹿児島県職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第2条の規定による改正前の鹿児島県職員の勤務時間，休暇等に関する条例第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第2条の規定による改正後の鹿児島県職員の勤務時間，休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については，任命権者は，人事委員会と協議して定めるところにより，初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

（鹿児島県学校職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 第3条の規定による改正前の鹿児島県学校職員の勤務時間，休暇等に関する条例第15条の規定により介護休暇の承認を受けた学校職員であって，施行日において初日から起算して6

月を経過していないものの当該介護休暇に係る第3条の規定による改正後の鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第14条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、人事委員会と協議して定めるところにより、初日から当該学校職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

（鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 第4条の規定による改正前の鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、施行日において初日から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第4条の規定による改正後の鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、警察本部長は、人事委員会と協議して定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

（委任）

- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者又は警察本部長が人事委員会と協議して定める。

（鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 6 次に掲げる条例の規定中「）又は」を「）」、「」に改め、「もの」の次に「（以下この項において「要介護者」という。）」を、「休暇をいう。）」の次に「又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。

- (1) 鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和45年鹿児島県条例第10号）

第19条第2項

- (2) 鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年鹿児島県条例第32号）第23条第2項

.....  
鹿児島県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月24日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県条例第7号

鹿児島県部等設置条例の一部を改正する条例

鹿児島県部等設置条例（昭和27年鹿児島県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「知事公室並びに」を削り、「及び局」の次に「（次条第1項第7号において

「部等」という。）」を加え、「企画部」を「企画部」に、「危機管理局」を

PR・観光戦略部

「危機管理局  
に改め、同条第2項中「県民生活局を、商工労働水産部  
国体・全国障害者スポーツ大会局」  
に観光交流局」を「，県民生活局」に改める。

第3条を削る。

第4条第1項第7号中「知事公室並びに他の部及び局」を「他の部等」に改め、同条を第3条とする。

第5条第1号中「企画」の次に「及び調整」を加え、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(PR・観光戦略部の分掌事項)

第5条 PR・観光戦略部の分掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 各種広報に関する事項
- (2) 県産品の販売促進等に関する事項
- (3) 観光及び国際交流に関する事項

第8条第1項第5号及び同条第2項を削る。

第11条の次に次の1条を加える。

(国体・全国障害者スポーツ大会局の分掌事項)

第12条 国体・全国障害者スポーツ大会局の分掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 第75回国民体育大会に関する事項
- (2) 第20回全国障害者スポーツ大会に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

2 鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表企画部の表の次に次の1表を加える。

PR・観光戦略部

事	務	市 町 村
1	旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）及び旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（別に規則で定めるものを除く。） (1) 法第3条第1項の規定による一般旅券の発給の申請の受理 (2) 法第3条第2項ただし書の規定による申請者の身分上の事実の確認	鹿屋市，枕崎市，阿久根市，出水市，指宿市，西之表市，垂水市，日置市，曾於市，霧島市，いちき串木野市，南さ

(3) 法第3条第2項第2号の規定による申請者の身分上の事実の認定	つま市，志布志市，奄美市，南九州市，伊佐市，始良市，さつま町，長島町，湧水町，大崎町，東串良町，錦江町，南大隅町，肝付町，中種子町，南種子町，屋久島町，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町，徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町及び与論町
(4) 法第3条第3項（法第9条第3項において準用する場合を含む。）の規定による申請者の確認等	
(5) 法第8条第1項（法第9条第3項，第10条第4項及び第12条第3項において準用する場合を含む。）及び第3項の規定による一般旅券の交付	
(6) 法第9条第1項の規定による渡航先の追加の申請の受理	
(7) 法第12条第1項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請の受理	
(8) 法第17条第1項の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理	
(9) 法第17条第3項の規定による届出者の確認等	
(10) 法第19条第5項の規定による返納される一般旅券の受理	
(11) 法第19条第6項の規定による返納を受けた一般旅券の還付	
(12) 省令第3条第1項の規定による申請者が出頭しない場合の申請の申出の受理	
(13) 省令第3条第2項の規定による出頭した者が申請者の指定した者であることの確認等	

別表商工労働水産部の表5の項を削る。

(鹿児島県手数料徴収条例の一部改正)

3 鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1企画部の表の次に次の1表を加える。

PR・観光戦略部

事 務	手数料を徴収する事務	手数料の名称	金 額
1 通訳案内士法（昭和24年法律第210号。以下この項において「法」という。）の施行に	(1) 法第22条の規定に基づく通訳案内士の登録	通訳案内士登録手数料	5,100円
	(2) 法第23条第2項の規定に基づく通訳案内士登録証の訂正	通訳案内士登録証訂正手数料	4,000円
	(3) 法第24条の規定に基づく通訳案内士登録証の再交付	通訳案内士登録証再交付手	4,000円

関する事務		数料	
2 旅券法 （昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(1) 法第3条第1項本文、第5条、第10条第1項及び第11条の規定に基づく一般旅券の発給	一般旅券 発給手数料	2,000円
	(2) 法第9条第1項の規定に基づく一般旅券の渡航先の追加	一般旅券 渡航先追加手数料	300円
	(3) 法第12条第1項の規定に基づく一般旅券の査証欄の増補	一般旅券 査証欄増補手数料	500円
3 旅行業法（昭和27年法律第239号。以下この項において「法」という。）及び旅行業法施行令（昭和46年政令第338号。以下この項において「政令」という。）の施行に関する事	(1) 法第3条及び政令第5条第1項の規定に基づく旅行業又は旅行業者代理業の登録の申請に対する審査	旅行業等 登録申請 手数料	ア 旅行業 19,000円 イ 旅行業者代理業 15,000円
	(2) 法第6条の3第1項及び政令第5条第1項の規定に基づく旅行業の更新の登録の申請に対する審査	旅行業更 新登録申 請手数料	17,000円
	(3) 法第6条の4第1項及び政令第5条第1項の規定に基づく旅行業の変更登録の申請に対する審査	旅行業変 更登録申 請手数料	11,000円

務			
---	--	--	--

別表第 1 商工労働水産部の表中 1 の項を削り， 2 の項を 1 の項とし， 3 の項を 2 の項とし， 4 の項を 3 の項とし， 5 の項及び 6 の項を削り， 7 の項を 4 の項とし， 8 の項から 15 の項までを 3 項ずつ繰り上げ， 同表の備考 1 中「10 の項」を「 7 の項」に改め， 同表の備考 2 中「13 の項」を「10 の項」に改める。

(観光立県かごしま県民条例の一部改正)

- 4 観光立県かごしま県民条例（平成21年鹿児島県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。  
第26条中「商工労働水産部観光交流局」を「PR・観光戦略部」に改める。

.....

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県条例第 8 号**

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 農政部の表 6 の項の(1)のイ中「310円」を「320円」に改め， 同項の(1)のカ中「280円」を「290円」に改め， 同項の(1)のク中「1,200円」を「1,220円」に改め， 同項の(1)のサの(ア)中「2,500円」を「2,530円」に改め， 同項の(2)のア中「670円」を「680円」に改める。

別表第 1 土木部の表14の 6 の項事務の欄中「いう。）」の次に「及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第 5 号。以下この項において「省令」という。）」を加え， 同項の(2)の金額の欄中「この項の(2)」を「この項の(4)」に改め， 同項の(2)を同項の(4)とし， 同項の(1)の金額の欄中「この項の(1)」を「この項の(3)」に改め， 同項の(1)を同項の(3)とし， 同項に(1)及び(2)として次のように加える。

(1) 法第12条第 1 項の規定に基づく提出又は法第13条第 2 項の規定に基づく通知に関する建築物エネルギー消費性能確保計画に対する審査	エネルギー消費性能確保計画適合性判定手数料	次に掲げる適合性判定に係る建築物の区分に応じ，それぞれ当該区分に掲げる金額 ア モデル建物法を用いて計算したもの 次に掲げる適合性判定に係る建築物の算定対象部分（建築物の一次エネルギー消費量の算定対象とする部分をいう。以下この項の(1)及び(2)において同じ。）の床面積の区分に応じ，それぞれ当該区分に掲げる金額 （ア）床面積が2,000平方メートル未満のもの 154,000円 （イ）床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 246,000円 （ウ）床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 320,000円
--	-----------------------	--

		<p>(㉔) 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 383,000円</p> <p>(㉕) 床面積が25,000平方メートル以上のもの 449,000円</p> <p>イ 標準入力法又は主要室入力法を用いて計算したものの次に掲げる適合性判定に係る建築物の算定対象部分の床面積の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額</p> <p>(㉖) 床面積が2,000平方メートル未満のもの 381,000円</p> <p>(㉗) 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 541,000円</p> <p>(㉘) 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 666,000円</p> <p>(㉙) 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 786,000円</p> <p>(㉚) 床面積が25,000平方メートル以上のもの 896,000円</p>
<p>(2) 法第12条第2項の規定に基づく提出又は法第13条第3項の規定に基づく通知に関する変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に対する審査</p>	<p>エネルギー消費性能確保計画変更適合性判定手数料</p>	<p>次に掲げる適合性判定に係る建築物の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額</p> <p>ア モデル建物法を用いて計算したものの次に掲げる適合性判定に係る建築物の算定対象部分の床面積の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる金額</p> <p>(㉛) 床面積が2,000平方メートル未満のもの 77,000円</p> <p>(㉜) 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 123,000円</p> <p>(㉝) 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(㉞) 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 191,000円</p> <p>(㉟) 床面積が25,000平方メートル以上のもの 224,000円</p> <p>イ 標準入力法又は主要室入力法を用いて計算したものの次に掲げる適合性判定に係る建築物の算定対象部分の床面積の区分に応じ、それぞれ当該区分に掲</p>

		げる金額 (㉞) 床面積が2,000平方メートル未満のもの 190,000円 (㉟) 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 270,000円 (㊱) 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 333,000円 (㊲) 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 393,000円 (㊳) 床面積が25,000平方メートル以上のもの 448,000円
--	--	--

別表第1 土木部の表14の6の項に次のように加える。

(5) 省令第11条の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付の請求に対する審査	エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更証明手数料	エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に係る建築物の区分に応じ、この項の(2)のア又はイに掲げる金額
--	--------------------------	--

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

.....

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県条例第9号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年鹿児島県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

附 則

この条例は、個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（平成29年 5 月 30 日）から施行する。

.....

看護職員修学資金等貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県条例第10号**

看護職員修学資金等貸与条例の一部を改正する条例

看護職員修学資金等貸与条例（昭和37年鹿児島県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号オ中「第22条第2項」を「第22条第1項」に，「母子健康センター」を「母子健康包括支援センター」に改める。

第17条第1項第1号ウを次のように改める。

ウ 母子健康包括支援センター

附 則

この条例は，平成29年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県条例第11号**

鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年鹿児島県条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次，第17条，第21条第2項及び第12章中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

この条例は，平成29年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県条例第12号**

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例（昭和62年鹿児島県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「，図案調製，染色加工」を削り，同条第2項第1号ア中「14,570円」を「14,740円」に改め，同項第3号中「10,450円」を「10,580円」に改め，同項中第4号及び第

5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とする。

第3条第3項を削る。

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県条例第13号**

鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例

鹿児島県学校職員定数条例（昭和51年鹿児島県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「3,261人」を「3,249人」に改め、同条第3号中「1,475人」を「1,513人」に改め、同条第4号中「11,885人」を「11,966人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

.....

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県条例第14号**

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（鹿児島県学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「及び中学校」を「，中学校及び義務教育学校」に改める。

第10条の2第1項中「中学校」の次に「，義務教育学校」を加える。

別表第1のウの表備考1中「又は中学校」を「，中学校又は義務教育学校」に改める。

別表第2備考中「中学校」の次に「，義務教育学校」を加える。

別表第5のイの表2級の項中「，特に」を「又は特に」に、「又は」を「若しくは」に改め、別表第5のウの表中「又は中学校」を「，中学校又は義務教育学校」に改める。

（鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第2条 鹿児島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和28年鹿児島県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「又は中学校」を「，中学校又は義務教育学校」に改める。

第4条第1項及び第4条の2第1項中「中学校」の次に「，義務教育学校」を加える。

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例及び障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例の一部改正）

第3条 次に掲げる条例の規定中「中学校」の次に「，義務教育学校」を加える。

(1) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鹿児島県条例第47号）第2条第1項

(2) 障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例（平成26年鹿児島県条例第28号）第13条第2項

（鹿児島県学校職員定数条例の一部改正）

第4条 鹿児島県学校職員定数条例（昭和51年鹿児島県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「及び中学校」を「，中学校及び義務教育学校」に改める。

（鹿児島県暴力団排除条例の一部改正）

第5条 鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「中学校」の次に「，義務教育学校（後期課程に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県条例第15号**

鹿児島県青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和45年鹿児島県条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,030円」を「1,050円」に、「320円」を「330円」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県立霧島自然ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県条例第16号**

鹿児島県立霧島自然ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

## 例

鹿児島県立霧島自然ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例（平成9年鹿児島県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(1)中「次号」を「(2)」に改め、同表の1の(3)の表中「3,520円」を「3,580円」に、「370円」を「380円」に改め、別表第1の2の表中「1,030円」を「1,050円」に、「320円」を「330円」に改める。

別表第2中「3,220円」を「3,280円」に改める。

## 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月24日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県条例第17号

鹿児島県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

鹿児島県地方警察職員定数条例（昭和29年鹿児島県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「3,026人」を「3,035人」に、「111人」を「112人」に、「232人」を「233人」に、「1,760人」を「1,765人」に、「923人」を「925人」に改める。

## 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

.....

公衆に不安等を覚えさせる行為の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月24日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県条例第18号

公衆に不安等を覚えさせる行為の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に不安等を覚えさせる行為の防止に関する条例（平成11年鹿児島県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（粗暴行為の禁止）

第2条 何人も、道路、公園、広場、駅、興行場、飲食店その他の公共の場所（次条第1項及び第5条において「公共の場所」という。）又は汽車、電車、乗合自動車、船舶、飛行機その他の公共の乗物（次条第1項において「公共の乗物」という。）において、多数でうろつき、又はたむろして、他人に対し、言い掛かりをつけ、すごむ等不安を覚えさせるような言動をしてはならない。

第2条の次に次の1条を加える。

（卑わいな行為の禁止）

第2条の2 何人も、正当な理由がないのに、公共の場所にいる者又は公共の乗物に乗っている者に対し、著しく羞恥させるような又は不安を覚えさせるような次に掲げる行為その他の卑わいな言動をしてはならない。

- (1) 衣服その他の身に着ける物（以下この項及び次項において「衣服等」という。）の上から又は直接身体に触れること。
- (2) 衣服等で覆われている人の下着又は身体をのぞき見すること。
- (3) 写真機その他の撮影する機能を有する機器（次項第2号において「写真機等」という。）を使用して、衣服等で覆われている人の下着又は身体の映像を記録し、又は記録しようとする事。

2 何人も、正当な理由がないのに、公衆浴場、公衆便所、公衆が利用することができる更衣室その他の人が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態にいるような場所において当該状態にいる者に対し、著しく羞恥させるような又は不安を覚えさせるような次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 人の下着又は身体をのぞき見すること。
- (2) 写真機等を使用して、人の下着又は身体の映像を記録し、又は記録しようとする事。

3 何人も、正当な理由がないのに、集会場、事務所、教室その他の特定かつ多数の者が利用するような場所にいる者に対し、第1項第3号に掲げる行為をしてはならない。

第4条を次のように改める。

（つきまとい行為等の禁止）

第4条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、執ように、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等を除き、第1号から第4号まで及び第5号（電子メールの送信等に係る部分に限る。）に掲げる行為については、同条第3項に規定する場合に限る。）をしてはならない。

- (1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ち塞がり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下この号において「住居等」という。）の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- (4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 2 前項第5号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
- (1) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。）の送信を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

第6条第1項中「、第3条第1項若しくは第2項又は第4条」を「から第3条まで又は第4条第1項」に改め、同条第2項中「、第3条第1項若しくは第2項又は第4条」を「から第3条まで又は第4条第1項」に、「50万円」を「100万円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。